**「土地改良区等電力料金高騰対策支援事業」**

　電気料金等の値上がりにより大きな負担を強いられている、土地改良区等の農業用水利施設を管理する団体に対して、電力料金の値上がり分の一部を補助します。

* **交付要件**

**令和４年４月から令和４年９月の農業用水利施設に係る電気料金の合計額から、前年同月の農業用水利施設に係る電気料金の合計額を差し引いた額の２分の１（千円未満切捨て）を助成します。**

* **対象者**

**市内に受益地を有し、市内の受益地に対する農業用水利施設の電気料金を支出している土地改良区及び共同（受益者３名以上）で農業用水利施設を管理している水利組合等**

**※ 水利組合等とは、規約を有し水利組合等の口座から水利費を支出している団体をいう。**

**◆ 申請に必要な書類**

**・農業用水利施設の電気料金の額が確認できるもの（領収書の写し、明細書の写し、通帳の写し等）**

**・該当する農業用水利施設の場所が分かる図面及び該当する農業用水利施設の写真**

**※水利組合は、規約の写しを添付すること。**

◆ **申請期間**

**・令和４年１２月２１日（水）～令和５年２月２０日（月）**